

1) 大阪府立枚方支援学校PTA規約

第 1 章 名 称

- 第 1 条 本会は大阪府立枚方支援学校PTAと称し、事務局を大阪府立枚方学校校内におく。
(以下 「本校」とする)

第 2 章 目的および活動

- 第 2 条 本会は会員が相互に協力し、学校と家庭の連携を保ち、学校教育への寄与と児童生徒の福祉の増進、会員の研修親睦をはかることを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するため次の活動をする。
1. 児童生徒の教育、福祉に関する諸活動。
 2. 保護者、教職員の研修と親睦に関する諸活動。
 3. 教育環境の整備と充実に関する諸活動。

第 3 章 方 針

- 第 4 条 本会は第2条の目的を達成するために、民主的な社会教育団体として活動し、他のいかなる団体の支配干渉をも受けず、特定の政党、宗派にかたよる活動や、もっぱら営利を目的とする行為を行わない。また、学校の管理運営や人事には干渉しない。

第 4 章 会 員

- 第 5 条 本会の会員は次の者とする。
1. 本校に在籍する児童生徒の保護者。
 2. 本校に勤務する教職員（非常勤職員を除く）。
 3. 第1項の会員は、新入学・転入時に、書面により入会の意思を確認するものとする。
 4. 第2項の会員は着任時に入会の意思を確認する。
 5. 本会の退会を希望する者は、退会届を提出する。ただし、本条に定める会員資格を喪失することにより退会する場合は、この限りではない。

第 5 章 総 会

第 6 条 総会は本会の最高の議決機関であり、全会員をもって構成する。

第 7 条 総会は定期総会とする。定期総会は年 1 回開催し、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき開催する。

第 8 条 総会は次の任務をもつ。

1. 予算、決算の審議と承認。
2. 役員の選出。
3. 事業計画の審議と承認。
4. その他重要事項の審議と承認。

第 9 条 総会は全会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、止むを得ない事由により出席できない会員は、委任状を提出し出席にかえることができる。

第 10 条 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第 6 章 役員および役員会

第 11 条 本会の役員は次のとおりとする。

会長1名、副会長（小、中、高）3名、書記3名、会計2名、会計監査（小、中、高）3名とする。なお、相談役をおくことができる。

ただし、書記、会計のうち各1名は教職員とする。

第 12 条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第 13 条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、総会および役員会ならびに運営委員会を招集して全ての会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職を代行する。
3. 書記は本会運営に関する庶務を処理し、その活動状況を記録し総会にこれを報告する。
4. 会計は本会の会計事務を処理し、総会にこれを報告する。
5. 会計監査は本会の経理監査を行い、総会にこれを報告する。
6. 相談役は会長および役員会の相談に応じる。

第 14 条 役員の選出は別に定める「役員選出規定」による。

第 15 条 役員会は次の任務をもつ。

1. 議決機関から委任された事項の執行。
2. 総会、運営委員会に提出する議案の作成。

第 7 章 運営委員会および学年委員会

第 16 条 運営委員会は総会にもとづく議決機関であり、次の任務をもつ。

1. 本会の運営に関する事項の審議。
2. その他。

第 17 条 運営委員会は役員、ならびに学校長、准校長、教頭、事務長、首席、各学部主事をもって構成する。運営委員会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

第 18 条 学年委員会は各学年の保護者から選出された学年委員をもって構成し、各学年より各1名の学年委員長を選出する。学年委員は学年行事の運営に協力し、学校と保護者との相互連絡につとめる。

第 8 章 専 門 部

第 19 条 本会は文化・レクリエーション部、広報部、厚生部（ベルマーク等）、進路部の4つの専門部をおく。

第 20 条 専門部の任務は次のとおりとする。

1. 文化・レクリエーション部は保護者の親睦を深めることを目的とする。
2. 広報部は会誌、会報等の発行を通じ、会員相互の情報活動につとめる。
3. 厚生部（ベルマーク等）は、ベルマーク業務を行う。
4. 進路部は児童生徒の進路に関する保護者の理解を深めるための活動をする。

第 21 条 専門部は学年委員長を除く学年委員で構成され、互選により部長と副部長を選出する。なお各専門部に教職員より担当をおく。

第 9 章 会 計

第 22 条 本会の経理は会費およびその他の収入をもってあてる。

第 23 条 1. 会費は、保護者については1世帯につき、年額3500円（緊急対策積立金500円を含む）とする。教職員については同額とする。但し、週3日勤務の教職員は半額とする。

2. 年度の途中の入退会にかかる会費は、月額350円で計算し、年額3500円を超えないものとする。

3. 月の初日に入会した会員は、当該月から、月の初日の翌日以降に入会した会員は、翌月から徴収する。

4. 児童生徒の転退学もしくは、転出により退会する会員は、当該会員の在籍月数により積算した会費額を精算（徴収または返金）する。なお、会員の自己都合により退会する場合は、返金の対象外とする。

第 24 条 会員の不慮の災害等、必要のある場合については、運営委員会において協議の上執行する。

第 25 条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 10 章 規約改正

第 26 条 本規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

附 則

本規約は、平成 27 年 6 月 6 日から施行する。

平成 28 年 5 月 1 日 一部改正。

平成 31 年 4 月 23 日 一部改正。

令和 5 年 2 月 28 日 一部改正。

令和 5 年 11 月 15 日一部改正し、令和6年度から施行する。ただし、第5条第3項については、令和5年度の在籍児童生徒保護者及び令和6年度新入学予定児童生徒保護者より適用する。

令和 8 年 4 月 一部改正。

2) 大阪府立枚方援学校PTA役員選出規程

役員の選出規程は、次のとおりとする。

- (1) 役員選出委員会を設ける。
- (2) 役員選出委員会の学年の振り分けを小学部4～6年、中学部2～3年、高等部1～2年の各学年委員より7名、役員1名および教職員2名を選出して構成し、その名前を全会員に通知する。上記が成り立たなくなることもあるため、年度ごとに役員構成については学年や人数変更は妨げない。
- (3) 役員選出委員の互選により役員選出委員長を選出し、委員長は役員選出委員会の議長となる。
- (4) 役員候補者として会員中より立候補することができる。この場合は一定期間内に名前と役職を書面で役員選出委員会に届けなければならない。
- (5) 立候補者がいない場合は、役員選出委員会が指名する。
- (6) 候補者の承諾を得て、その名前を総会までに全会員に通知する。
- (7) 役員は総会の承認によって決定し、候補者が定数を越えた場合は、総会の出席会員により無記名投票多数決によって決定する。
- (8) 役員選出委員会は、役員の選出決定後、その任を終え解散する。

附 則

本規程は、平成27年6月6日から施行する。

平成28年5月1日 一部改正。

令和3年5月19日 一部改正。

令和5年2月28日 一部改正。

令和6年4月 1日 一部改正。

令和7年9月 1日 一部改正

3) 大阪府立枚方支援学校 P T A 特別会計規程

(目 的)

第 1 条 大阪府立枚方支援学校（以下、「本校」という。）の周年事業の円滑な実施、及び、不測の事態への支出に備えるため、本校 P T A（以下、「P T A」という。）に次の特別会計を設け、P T A 会計が会計事務を処理し、総会にこれを報告する。

1. 周年事業積立金会計
2. 緊急対策積立金会計

(周年事業積立金会計)

第 2 条 周年事業積立金会計をもって実施する周年事業の実施にあたっては、別に定める。

第 3 条 周年事業積立金会計の収入は、P T A 会計より毎年度 100,000 円を繰り入れるものとし、毎年度の P T A 総会の承認を得て作成した予算に基づき支出する。

(緊急対策積立金会計)

第 4 条 緊急対策積立金会計において想定する不測の事態とは、以下に掲げる緊急な事態が発生した場合、速やかに対応でき得るための積立金とする。

1. 学校管理下における大規模自然災害等への対策
2. 学校管理下及び P T A 行事における児童生徒ならびに P T A 会員の災害（天災地変その他不可抗力にある場合は除く）にかかる一時立替金
3. その他緊急に生じた事態への処置対策

第 5 条 緊急対策積立金会計の収入は、毎年度の P T A 会費（1 会員あたり年額 3,500 円）より、500 円に会員数（当該年度の途中入退会により、会費総額が 500 円に満たない会員は除く。）を乗じた額を P T A 会計から繰り入れるものとする。

第 6 条 緊急対策積立金会計の支出は、毎年度の P T A 総会の承認を得て作成した予算に基づくことを原則とするが、不測の事態により、緊急に支出が必要な場合は、学校長の専決事項とし、速やかに P T A 役員会に報告するものとする。

(監 査)

第 7 条 監査はPTA会計監査が兼任してこれを行う。

(会 計)

第 8 条 特別会計の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(報 告)

第 9 条 特別会計の運用経過及び決算は、PTA総会において報告するものとする。

附 則

本規程は、令和6年4月1日から施行する。

4) 大阪府立枚方支援学校 P T A 個人情報保護規程

第1条 目的

この規程は、大阪府立枚方支援学校 PTA（以下「本会」という）での「個人情報の保護に関する法律」に則った個人情報の取扱いに関する基本事項を定める。本規程により個人情報の適正な収集・利用・管理を図り、もってプライバシーの保護を実現することを目的とする。

第2条 定義

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、氏名、電話番号、顔写真等により特定の個人を識別できるものをいう。

第3条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第4条 管理者

本会における個人情報保護管理者は、PTA 会長とする。

- 1 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集・利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
- 2 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

第5条 取扱者

本会における取扱者は、役員・各専門部委員長とする。

第6条 収集方法

本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

第7条 利用制限

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第8条 管理

個人情報管理は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第9条 保管および持ち出し等

- 1 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。
- 2 本会は、個人情報の取扱いの全部または一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において個人データの安全管理について受託者が講ずるべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第10条 第三者への提供の制限

本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第11条 第三者からの提供

本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。

ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (3) 公衆衛生の向上または児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第12条 情報の開示

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第13条 漏えい時等の対応

個人情報を漏えい等（紛失を含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに個人情報保護管理者に報告する。

第14条 研修

個人情報保護責任者は、役員、学年委員、会員に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第15条 苦情の処理

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第16条 改正

本規程の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規程を改定した場合は、すみやかに会員へ周知するものとする。

附則 本規程は、令和6年4月1日より施行する。

5) 大阪府立枚方支援学校PTA慶弔規程

第 1 条 会員の慶弔については、次のとおりとする。

1. 会員または本校児童生徒の死亡 供花 1 対

第 2 条 会員の不慮の災害等、必要のある場合については、運営委員会において協議の上執行する。

第 3 条 本規定は運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

附 則

本規程は、令和5年 5月 1日から施行する。